

臼井幼稚園運営規程

制定日：R7 年 4 月 1 日

（施設の名称等）

第 1 条 学校法人臼井学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 臼井幼稚園

（２）所在地 千葉県佐倉市臼井田字浜田 2 4 3 5

（施設の目的）

第 2 条 臼井幼稚園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第 4 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 主任 1人

主任は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、教諭の指導及び改善と充実のための助言を行なう。

(3) 教諭 13人（常勤9人、非常勤4人）

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(4) 保育補助 3人（非常勤3人）

保育補助は、教員を助け幼児をサポートする。

(5) 事務職員 2人（常勤2人）

事務職員は、事務に従事する。

(6) バス運転手、バス助手 8人（常勤1人 非常勤7人）

バスの運転業務、助手は子どもが運行中安全に過ごせるよう努める。

（学期）

第6条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月10日から7月17日まで

(2) 第2学期 8月29日から12月18日まで

(3) 第3学期 1月8日から3月18日まで

（特定教育・保育を行う日）

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学年末休業（3月19日から3月31日まで）

(3) 学年年始休業（4月1日から4月9日まで）

(4) 夏季休業（7月18日から8月28日まで）

(5) 冬季休業（12月19日から1月7日まで）

(6) 開園記念日（5月のゴールデンウィーク明け1日目）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行なう上で必要がある又はやむを得ない

事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行ない、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、特定教育・保育の提供を行なう上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行ない、特定教育・保育の提供を行なわないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第 8 条 特定教育・保育を提供する時間は、午前 9 時 30 分から午後 14 時 20 分とする。ただし、水曜日は午前 9 時 30 分から午後 13 時 10 分とする。

2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第 9 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）（以下、「府令」という。）第 13 条第 3 項の規定により、提供する特定教育・保育の質の向上を図るため、別表 1 に掲げる特定負担額を徴収する。

2 当園は、条例第 3 条の規定によりその例によることとされる府令第 13 条第 4 項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表 2 に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第 10 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	120 人	140 人	140 人	400 人

第 11 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの

数の総数が、第 10 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

(1) 申込みを受けた順序により決定する方法

(2) 当園の教育理念に基づき決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 12 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用子どもの保護者とその内容をＨＰ上で明確化し、同意を得ているものとする。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 16 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第 17 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（記録の整備）

第 18 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- （1）特定教育・保育の提供に当たっての計画
- （2）特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- （3）条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第19条の規定に基づく市への通知に係る記録
- （4）苦情の内容等の記録
- （5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1 （特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
----	----------------	----

スイミング	月に２度程度。年中、年長対象。 ３学期は年少、年中が対象。	800 円／１回
施設整備費	施設や遊具の維持管理に必要な費用	600 円／月
冷暖房費	冷暖房費として	1,000 円／月

別表２（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	食材料費を徴収	１食 470 円 月額 6,200 円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
バス代	通園バスの利用者対象	月額 4,000 円
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分（スポーツ振興センター）	年額 200 円
制服代	入所時に全員が購入	約 40,000 円
おむつ代	利用者のみ にんにんおむつ登録	3,080 円／月
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	１冊 7,500 円
教材費	はさみ、クレパスなど 消耗教材費	20,000～30,000 円

※物価の変動により、年度途中で変更になる場合がある。

別表３

項目	金額	
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	朝 7:30～8:00	100 円
	保育終了後 月、火、木、金	300 円～800 円
	長期休暇中	100 円～1,200 円